燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 について

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年新潟県西部広域消防事務組合条例第13号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提 出燕・弥彦総合事務組合管理者 燕市長 鈴 木 カ

記

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年新潟県西部広域消防事 務組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 救急救命士特定行為手当

第3条の表に次のように加える。

救急救命士特定行為手当

特定行為1回につき 500円

第5条に次の2項を加える。

- 4 救急救命士特定行為手当については、前2項の規定は適用しない。
- 5 出動1回につき複数の特定行為を行った場合は、重複して救急救命士特定行為手当を支給しない。

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。